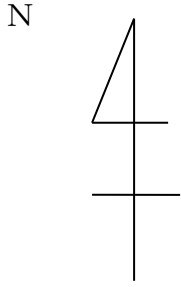


西栗倉村森林整備計画



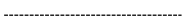
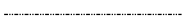
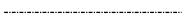
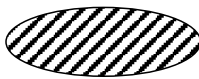
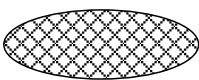

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

西栗倉村

市町村位置図



凡 例

- 山岳 
- 河川 
- 都道府県界 
- 森林計画区界 
- 市町村界 
- 民有林 
- 国有林 
- 鉄 道 

縮尺×5万分の1

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 森林整備の現状と課題 | P 1 |
| 2 森林整備の基本方針 | P 2 |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針 | P 5 |

II 森林の整備に関する事項

- | | |
|---|-------|
| 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） | |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | P 6 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | P 6 |
| 3 その他必要な事項 | P 7 |
| 第2 造林に関する事項 | |
| 1 人工造林に関する事項 | P 7 |
| 2 天然更新に関する事項 | P 9 |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | P 1 2 |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | P 1 2 |
| 5 その他必要な事項 | P 1 2 |
| 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 | |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | P 1 3 |
| 2 保育の種類別の標準的な方法 | P 1 3 |
| 3 その他必要な事項 | P 1 4 |
| 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 | |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P 1 4 |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | P 1 6 |
| 3 その他必要な事項 | P 1 9 |
| 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 | |
| 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | P 1 9 |
| 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | P 1 9 |
| 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | P 1 9 |
| 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 | P 1 9 |
| 5 その他必要な事項 | P 1 9 |
| 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 | |

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 2 0
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 2 0
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 2 0
4	その他必要な事項	P 2 1
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 2 1
2	路網整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 2 2
3	作業路網の整備に関する事項	P 2 2
4	その他必要な事項	P 2 6
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 2 6
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 2 6
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 2 7
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 2 8
2	その他必要な事項	P 2 9
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P 2 9
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P 2 9
3	林野火災の予防の方法	P 3 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 3 0
5	その他必要な事項	P 3 0
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	P 3 0
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 3 1
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 3 2
4	その他必要な事項	
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 3 3
2	生活環境の整備に関する事項	P 3 3
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 3 3

4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 3 4
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 3 4
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P 3 5
7	その他必要な事項	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は岡山県の東北端部に位置し中国山脈の一部を形成している。北部は氷ノ山後山那岐山国定公園の区域となっており吉井川流域、吉野川水系の源泉をなしている。

本村の林野面積は、総面積5,797haの約93%に相当する5,368haを保有し英田圏域（1市1村）の林野面積38,242haの約14%を占めている。

森林土壌は、褐色森林土壌、BD、BD（d）型土壌が大部分を占め、年間雨量2,200mm等、木材の生育条件に恵まれ、古くから木材生産が盛んである。また古生層を母材とした土壌は、材木の生育や森林が有する公益的機能が最も高いと言われており、他の母材からなる森林も母材の性質に合った施業により、その機能の維持、増進を図るため、森林整備に努めて来た。しかし、最近の林業をめぐる厳しい状況の下で林家の生産意欲は鈍化し、森林整備全般にわたり深刻な影響を与えているが、既に林野面積の83.7%に相当する人工造林を実施し、国産材時代の到来が現実のものとなることに期待を持つ本村は、村の主産業としての林業と、木材生産機能以外の多くの公益的機能を持つ森林を再認識するとともに、将来の産地形成に向けて適正な森林整備の目標を示し、地域住民がこぞって取り組んでいく合理的な森林整備計画を樹立する。

基盤となる森林面積5,368haを所有形態別にみると、公有林1,394ha、私有林3,973haである。また、民有林を樹種別にみると、スギ・ヒノキの植栽面積4,439ha（スギ・ヒノキの割合はほぼ均等）、マツ47ha、その他（広葉樹林等）769haである。更に齢級別では、1～12齢級の保育を必要とする対象林分が約50%占めている。

以上の森林構成について、中長期に安定した産地形成を図るため、スギは大径材生産、ヒノキは柱材生産を目標に撫育し、あわせて森林の有する公益的機能を高めるため、既人工林は下層植生が生育する照度になるよう間伐、枝打ちを進めながら急峻な地形からなる本地域の国土保全、並びに氷ノ山後山那岐山国定公園内にある保健、文化機能の充実を図ることが重要である。

また、本村の森林は9～12齢級に集中しており、齢級構成に大きな偏りがある。今後の持続的な森林管理のためには、この齢級構成の偏りを平準化しなければならず、今後は適切な獣害対策を実施しながら皆伐・再造林を進めていく必要がある。

北東部の大茅地区は「森林浴の森日本百選」にも選ばれた若杉天然林があり天然の植生と美しい溪谷等自然景観にすぐれた国定公園の玄関口として多くの利用者がある。また、近接する、スキー場・キャンプ場の利用も多く自然の維持・保存が行われている。北西部の坂根地区は急峻な山々に地区両側が囲まれその山裾部に民家が集中することから雪崩防止等山地災害防止機能の充実が課題となっている。中部の影石地区は、昭和46年に温泉の掘削に成功して以来、観光・宿泊施設が建設された地区で針葉樹林だけでなく季節感を演出する広葉樹の育成が望まれている地区である。なかでも産水の郷森林浴公園周辺は住民及び都会の人の憩いの場として今後広葉樹林の整備や遊歩道、あずま屋等の整備が期待されている。中央部以南の長尾・知社地区はスギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、優良材の産出が期待できることから今後迎える伐期に対して適切な森林整備を図るとともに、計画的な伐採を推進する。

このような森林の現状と課題を踏まえ「百年の森林構想」という美しく豊かな100年後の森林を創造していく森林づくり・地域づくりビジョンのもと、平成21年4月より「百年の森林事業」を開始した。「50年生にまで育った森林の管理を諦めず、村ぐるみであと50年頑張ろう、そして美しい100年の森林に囲まれた上質な田舎を実現していこう」というビジョンである。間伐・作業路開設を行うことにより今まで整備が困難であった森林の間伐を進め、間伐材はできる限り搬出を行い村内の企業により加工・販売することで地域経済の活性化を目指す。また、FSC認証に加入することにより森林の付加価値を高める努力を行っている。

平成22年度からは、森林のCO2吸収量の販売にも取り組み、森林の持つ価値を最大限に活用し、村の活性化に役立てている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、土砂災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の機能と望ましい姿を第1表のとおり定める。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
土砂災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GIS等の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、土砂災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策等の森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

	<p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>土砂災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国</p>

	<p>民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林管理の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働

きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期 齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

長伐期施業について、林齢の2割の範囲で延長、短縮した伐期齢を定めることができる。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
西粟倉村	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐

又は択伐によるものとする。

皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画の第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

木材等生産機能林において、主伐を迎える人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定にあたっては、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用に努めるほか、森林の有する多面的機能の発揮を試みるため、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の産業観光課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、アベマキ、ミズナラ、ブナ、ヤマザクラ、クリ、ケヤキ、トチノキ、ホオノキ、サワグルミ、オニグルミ、ウリハダカエデ、イロハモミジ、ヤシヤブシ、その他広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の産業観光課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ ヒノキ	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
マツ	中仕立て	5,000	
	疎仕立て	2,000	
クヌギ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
その他広葉樹	疎仕立て	1,000～	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について第6表のとおり定める。また、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽を推進し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

第6表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理し、等高線

	沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、斜度30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定な箇所においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に添って、できるだけ筋をとおして植え付けるものとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合は苗木の成長が鈍化した時期（10月～11月）。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、別添の岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準に準ずる
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自

然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	10,000本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。

	とする。
植込み	植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

生育し得る最大の立木の本数10,000本/ha以上

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第10表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

第10表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	14	17	21	25	【選木方法】 1,2回目は形質不良木を中心に 3回目以降は形質不良木とともに
	一般材	17	21	26	31	
	大径材	19	26	35	—	

						成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
ヒノキ	小径材	1 7	2 2	2 7	3 2	
	一般材	2 1	2 6	3 1	3 7	
	大径材	2 1	2 8	3 7	—	

注 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第11表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第11表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△								
つる	スギ								△	△	△		△	△	△		
	ヒノキ										△	△	△	△	△	△	
除伐	スギ									△	△	△		△	△	△	
	ヒノキ										△	△	△		△	△	△

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とし、必要に応じて年数回行う。	

つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～8月頃を目安とする。	
除 伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	

注 ○印は通常予想される実行標準、○内の数字は回数、△印は必要に応じて行う実行標準。

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林^{かん}や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源^{かん}地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かん}が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、別表13により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外

の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第13表により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがある森林、土砂災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上

とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、第13表により定める。

なお、公益的機能別施業森林の機能増進及び活用促進のため、森林に関わる相談窓口などの設置を検討する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるようにする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。(アカマツの天然下種更新やコウヨウザンの萌芽更新を行う森林などは除く)

第12表 区域の設定

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	下記以外の森林	4,919.64
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2チ、ト、へ 10イ、ニ、ハ、ロ 11チ、ト、へ	277.84

	12イ、ニ、ハ、ロ 13イ、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ 28ニ、ホ、ヘ、リ、ヌ 29イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ 30イ、ロ 37ル 45チ、ト、ニ、ホ、ヘ 47チ、ト、ヘ、ホ 62ロ 65オ 66イ	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	30 37チ、ト 79～80 92ロ、ハ、チ、リ	170.94
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

第13表 区域の設定

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		下記以外の森林	4,919.64
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	2チ、ト、ヘ 10イ、ニ、ハ、ロ 11チ、ト、ヘ	277.84

		12イ、ニ、ハ、ロ 13イ、ニ、ハ、ヘ、ホ、ロ 28ニ、ホ、ヘ、リ、ヌ 29イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ 30イ、ロ 37ル 45チ、ト、ニ、ホ、ヘ 47チ、ト、ヘ、ホ 62ロ 65オ 66イ	
	択伐による複層林施 業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべ き森林		30 37チ、ト 79～80 92ロ、ハ、チ、リ	170.94

3 その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
特になし
- (2) その他
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本村における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、「百年の森林事業」を中心とした長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を図る。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開

権による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法など、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

「百年の森林事業」を中心とし、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進める。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本村は、「百年の森林事業」にて私有林の管理を行っており、今後も同事業を継続して私有林の集約化に取り組んでいく。森林所有者自身での森林管理が行われておらず「百年の森林事業」での集約化も見込めない森林については、森林経営管理制度を活用し、当該森林の整備を進めるとともに百年の森林事業等既存の森林整備事業の促進を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成については、当該計画が西栗倉村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるように留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林は、農地と同様に林家の重要な財産意識のもとに維持整備され、現在の姿が作られたともいえる。また、10ha未満の所有者が全体の90%を占め、所有規模が極めて零細なために自家労働力により可能な範囲で施業が進められてきたのが実状と思われる。しかし、このような自家労働力も高齢化や次世代層の林業離れによる担い手不足で、施業の滞りが生じており、森林所有者の自助努力のみでは厳しいのが現状である。

こうした中で、本村は「百年の森林構想」を掲げ、村・森林所有者との間で施業委託契約を結び、百年後の美しい森林を目指して「百年の森林事業」として森林整備を行っている。今後も林業活動に意欲的に取り組む森林組合や民間事業者を地域林業の担い手として位置付け、各団地による地域の集会、研究会等を通じて林家の森林整備に対する意欲の向上を図りながら、村、民間事業者などが一体となって森林施業の共同化を促進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域の森林・林業は、木材価格の低迷と、高齢化の進行等の要因で、林業労働力が劣弱化し、林業施業、林業経営が停滞している。このような情勢に対処するためには、担い手の育成と経

営の合理化、機械化等が重要になる。こうした施策を具体化するために、平成 29 年には森林の管理・経営を行う（株）百森が誕生し、村から出資を行った。同社は村内の施業力の向上や集約化の担い手として大きな期待がかかっている。こうした民間事業者や村を中心とし、森林所有者へ森林施業の必要性を啓発し、森林管理の委託契約を進め、村内の森林施業を促進する。

不在村森林所有者に対しての啓発・普及活動については、郵送での森林整備の参加の呼びかけなど、適切な森林施業の確保に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1 及び 2 との整合を図りつつ、次の事項に留意すること。

- (イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設定及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。
- (ハ) 共同施業実施者がイ又はロにより明確にした事項につき遵守しないことにより他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の有効性を担保するための措置について明記しておくこと。

4 その他必要な事項

特になし

第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第 1 4 - 1 表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第 1 4 - 2 表に記載する。

第 1 4 - 1 表 路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地	車両系	35～50	65～200	100～250

(0° ~15°)				
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系	5 ~ 15	—	5 ~ 15

第14-2表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワード トラック
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワード トラック
	架線系		150 ~500	チェーンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワード トラック
急峻地	架線系	500	500	チェーンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

(35° ~)		~1500	~1500				
-----------	--	-------	-------	--	--	--	--

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を第15表に設定する。

第15表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
林班 8、9、49	44.00	滝谷大津尾線	1,450	1	
林班 11、12、13、18	71.00	佐淵大成線	2,852	2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、又は県が定める林業専用道作設指針（平成24年4月2日治第1号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画に基づき第16表に示す。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会条件が良好であり、将来にわたり、育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設 拡張	種 類	区分	位置	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設 拡張	自動車 道 新 設	林 道	西栗倉 村 長尾	竹の頭 ダルガ 峰みは らし線	1,310m	66.00	○	3	

開設 拡張 計	1路線				1,310m	66.00			
---------------	-----	--	--	--	--------	-------	--	--	--

拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 大茅	ダルガ峰 線	3箇所	790.00	○	5	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 大茅	大海里線	13箇所	292.00	○	6	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 知社	滝谷線	4箇所	68.00		7	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 大茅	大棟木線	5箇所	41.00		8	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 長尾	黒山線	2箇所	45.00		9	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 影石	塩谷北線	5箇所	279.00	○	10	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 長尾	木地山線	6箇所	605.00	○	11	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 影石	瀬戸線	2箇所	23.00		12	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 影石	大津尾線	3箇所	96.00	○	13	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 影石	杉原線	1箇所	46.00		14	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 長尾 知社	佐淵大成 線	3箇所	71.00		15	

拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 影石	森ヶ谷線	3箇所	110.00		16	
拡張	自動車道 改良	林道	西栗倉村 長尾	湯舟線	3箇所	49.00		17	
拡張 計	13路線				53箇所				

拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	西栗倉村 長尾	黒山線	1,010m	454.00		22	
拡張	自動車道 舗装	林道	西栗倉村 影石	南線	940m	39.00	○	23	
拡張	自動車道 舗装	林道	西栗倉村 影石	火宅線	645m	49.00	○	24	
拡張	自動車道 舗装	林道	西栗倉村 筏津 知社	王子線	899m	39.00		25	
拡張 計	4路線				3,494m				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針（平成23年4月28日治第69号）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

1 から 3 までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の状況を表 17 に示す。

第 17 表 森林整備施設の状況

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応すること。なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第 18 表に示す。

第 18 表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒	村内一円	チェーンソー (伐倒)	
造 材		グラップル (木寄・集材)	ホイール式ハーベスタ
集 材	緩傾斜 (0~15)	プロセッサ (枝払・玉切)	ロングリーチグラップル移動
	中傾斜 (15~30)	ハーベスタ (伐採・枝払・玉切)	式チップースイングヤーダ

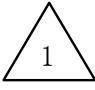
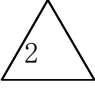
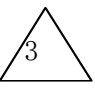

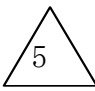
	急傾斜 (35～)	フォワーダー フェラーバンチャー (伐倒)	タワーヤーダ
造 林 保育等	地ごしらえ、下刈	チェンソー 刈り払い機	資材運搬ドローン

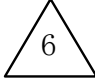
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村の年間素材生産量は約 10,000 m³となっている。主伐はあまりされておらず、間伐材が大部分となっており、村内加工場へ搬入し、一部は津山総合木材市場、鳥取県智頭市場等へ出荷されている。また、C材は村内温泉施設の薪ボイラーの燃料等として活用されている。林産物としてしいたけ等が小規模ながら栽培されており生産量は横ばい傾向である。

村内で取扱う素材の量は低下していたが、平成21年度より西粟倉村が進める「百年の森林事業」では、市場出荷を控えより有利な販売ができるよう貯木場の有効利用を図るとともに流通の改革を行ってきた。平成21年度には(株)西粟倉・森の学校が立ち上がり内装材としての間伐材利用を推進している。

第19表 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木製品製造工場	長尾	350m ²					
貯木場	長尾	6,250m ²					
磨丸太製造 剥皮施設	長尾	300m ²					
丸棒加工施設	長尾	2,000m ²					
間伐材等 加工流通施設	長尾	3,228m ²					

製材所	大茅 長尾	2,152m ² (3箇所)					
-----	----------	------------------------------	---	--	--	--	--

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を第20表のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣がニホンジカの場合には、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。ただし、天然更新を行う場合であっても、必要に応じてアに掲げる防護柵を設ける等、確実な更新が行われるよう努める。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

第20表 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	1～105	5,368.42

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

「第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域害における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合には火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められることや、火入れを行おうとする土地及びその所有者又は隣接地の立木の所有者又は管理者に通知済であること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、第21表に示す。

第21表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
63・66・79・80林班	ナラ枯れ

(2) その他

- ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。
- イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。また、当該保健機能森林の区域は、林班及び小班により第22表に示す。

第22表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
30		50.32	35.30	13.61			1.41	
37	チ ト	9.51		9.51				

79		47.20	6.51	40.69				
80		43.68	12.95	30.73				
92	ロハチリ	20.23	9.10	11.13				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第23表に定める。

第23表 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
保育	必要に応じて刈払い作業等を行う。
伐採	間伐又は択伐を原則とする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第24、25表に定める。

第24表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留意事項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
該当なし		

(2) 立木の期待平均樹高

第25表 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
スギ	18.0	
ヒノキ	17.5	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の設定

路網の整備の状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体とし、効率的に行うことができると認められる区域を第26表に示す。

第26表 森林整備を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林の区域	備考
1イ～15チ	筏津・知社 (696.22ha)
16イ～34ヌ	長尾 (956.90ha)
35イ～67リ	影石・坂根 (1815.34ha)
68イ～105ル	大茅 (1899.96ha)

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住促進化を図るため、集落広場、用排水施設、健康増進施設等の生活環境施設の整備に努めるものとする。

第 2 7 表 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村は森林づくりのビジョンとして「百年の森林構想」を掲げその実現のため百年の森林事業を展開している。

昭和 3 0 年代に多数植林された人工林資源が 5 0 年を経て利用可能な段階を迎えるなか、これらの資源の利用は低調であり木材価格の低迷などから、素材生産活動は停滞し森林の有する多面的機能の低下が懸念される状態となっている。

本事業は 5 0 年前に将来のためにと木を植えた人々の思いを大切に、1 0 0 年後の美しく豊かな森林を目指して、今までの 5 0 年そしてこれからの 5 0 年、森林の適正な整備及び保全に村ぐるみで取り組むものである。これにより産出される木材等の需要を拡大することは林業生産活動を活性化させ人工林資源による地域の経済の活性化にも資するものであり、ひいては森林整備を通じて森林の有する多面的機能の継続的な発揮及び地域振興を推進するものである。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

第 2 8 表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
大茅キャンプ場	大茅地内	A=1. 5ha			▽ 1
駒の尾山登山道	影石地内	L=2, 200m			▽ 2
野鳥苑遊歩道	影石地内	L=1, 740m			▽ 3
駒の尾登山口 休憩施設	影石地内	1 棟			▽ 4

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林整備に対する理解と関心を深めるため施業現場から製品づくりの現場までの一連の

流れを見てもらうことを目的としたツアー、説明会等を計画する。

また、木育のイベントや地域の小・中学生を対象とした林業体験等を開催し、幅広い年代が森林・林業へ興味を持つような機会を提供する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

いわゆる川上から川下にいたる森林整備の現状を地域住民に理解してもらう為の広報、啓発及び体験活動を行う。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

「西栗倉村森林経営管理制度の取組方針」に沿って意向調査等を実施していく。

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積を第29表に示す。

第29表 計画期間内における西栗倉村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

特になし